

和歌山県・市町村連携会議

平成30年度活動報告

権限移譲小委員会

平成31年3月

1. 事務処理特例条例の改正

～ 平成29年度

平成21年3月	和歌山県・市町村連携会議において「市町村への分権に関する計画」を決定
6月	権限移譲に関し、地方自治法第252条の17の2第2項の規定に基づく協議
9月	事務処理の特例に関する条例改正案成立
12月	(国) 地方分権改革推進計画が閣議決定
平成22年4月	48法律に係る権限を移譲
平成23年4月	(国) 第1次一括法成立
平成23年8月	(国) 第2次一括法成立
平成24年3月	第2次一括法に係る権限を削除
平成25年6月	(国) 第3次一括法成立
平成26年4月	(国) 第4次一括法成立
平成26年9月	医療法及び薬事法改正に係る規定の整備
平成27年3月	児童福祉法等の改正に係る規定の整備
平成27年6月	(国) 第5次一括法成立
12月	マイナンバー法関係の次の事務を追加
平成28年3月	商工会議所法施行令等の改正に係る規定の整備
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律改正により事務を削除
5月	(国) 第6次一括法成立
9月	医療法改正に係る規定の整備
平成29年3月	第6次一括法に係る権限を削除
	建築基準法に係る事務を追加
	和歌山県の動物愛護及び管理に関する条例に係る事務を追加
	農業振興地域の整備に関する法律等の改正に係る規定の整備
平成29年4月	(国) 第7次一括法成立
平成30年3月	建築基準法に係る事務を追加
	都市計画法の改正に係る規定の整備

平成30年度

平成30年6月	(国) 第8次一括法成立
平成31年3月	建築基準法に係る事務を追加
	医療法施行規則及び和歌山県公害防止条例の改正に係る規定の整備

* 平成31年3月現在の移譲事務数 89法令 652事務

2. 地方分権改革に関する提案募集について

制度概要

(1) 地方分権改革に関する提案募集とは

現場に残る具体的な支障を取り除くため、さらなる事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しの提案を各地方公共団体等から募る制度のこと（平成26年に導入）

(2) 当該制度の特徴

<事前相談>

- ・ 内閣府が直接、相談を受付
- ・ 提案内容が未確定でも相談可能
（事務・権限による支障や担当者レベルのアイデアでも相談可能）
- ・ 自治体から派遣された職員を中心に親身に助言

<提案>

- ・ 事前相談の結果を踏まえ、「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改革による効果と合わせて提案

<提案後の対応>

- ・ 単なる要望ではないため、年末の閣議決定まで、内閣府と協議をする必要がある

平成30年度までの県内市町村の取組

平成26年度	提案2件
平成27年度	提案なし
平成28年度	提案なし
平成29年度	提案2件（うち1件は県及び8市町での共同提案）
平成30年度	提案なし

和歌山県・市町村連携会議

平成30年度活動報告

税収確保小委員会

平成31年3月

税込確保小委員会

○ 平成30年度の活動成果について

第1 和歌山地方税回収機構のあり方に関する検討結果

- ・ 和歌山地方税回収機構あり方検討会（中間とりまとめ）

第2 県と市町村が連携して「適正・公平な税の執行」を推進する取組

- ・ 県税及び市町村税の徴収強化会議（共同事業の実施、徴収課題の検討等）

第3 来年度取組について

- ・ 和歌山地方税回収機構あり方検討会（最終とりまとめ）
- ・ 県税及び市町村税の徴収強化会議（共同事業の実施、徴収課題の検討等）

第1 和歌山地方税回収機構あり方検討会中間とりまとめ

< I あり方の検討状況 >

平成30年度の検討状況

- 検討場所 和歌山県・市町村連携会議（税込確保小委員会）
- 検討内容 設立16年目以降（平成33年度以降）における機構のあり方について
- 検討メンバー（市町村）和歌山市、紀美野町、紀の川市、橋本市、有田市、
広川町、日高町、上富田町、古座川町
和歌山地方税回収機構
（ 県 ） 税務課、市町村課
- 検討会議開催状況
 - ・ 第1回 平成30年7月18日（一部地域で地域ブロック検討会を開催）
（議題） 和歌山地方税回収機構の現状、同機構の今後のあり方、その他
 - ・ 第2回 平成30年11月27日（各地域ブロック検討会を開催）
（議題） 他の地方税共同処理組織の現状、新たに実施を検討する事業、今後の機構運営について
 - ・ 第3回 平成31年2月6日
（議題） 構成団体からの意見、今後の機構運営、新たに実施を検討する事業、中間とりまとめ、その他

第1 和歌山地方税回収機構あり方検討会中間とりまとめ

<Ⅱ 今後の機構運営>

1 機構の存廃について

以下の観点から、平成33年度以降5年間、機構を存続させる方向とする。

- ①職員数が減少する中、事務を一定水準保つためには、広域化することが合理的
- ②人事異動等による徴収事務の停滞は、納税者への不公平感を喚起させ、行政への不信感にも繋がることから、機構の人材育成や事務を補完する機能が必要
- ③機構設立時の目標に未達（徴収率全国平均以上 ▲0.5%）であり、機構による徴収効果（直接徴収、移管催告による間接効果）が不可欠

2 機構の組織運営について

- ①事務局提案の少額案件等を対象とした職員派遣については、希望団体が少なく5年間の運営が見込めないことから、実施しないこととする。
- ②市町村税の収入未済額や機構の引受件数が減少していることから、機構の規模を縮小する。【歳出カット】
<具体的な方策>
 - i 移管件数 800件/年 → 700件/年
 - ii 移管件数減等に見合った人員削減
- ③財政状況が厳しいことから、負担金の上げを行う。【歳入の増】
上げについては、事務局が提案した処理件数割だけでなく、他の割も含め今後、検討を行う。

第1 和歌山地方税回収機構あり方検討会中間とりまとめ

- ④不動産公売については、売却見込みを勘案の上、公売実施の判断は市町村で行い、売却できなかった場合は、不動産鑑定費用を市町村の負担とする。具体的な方策については、機構で検討し提示する。

<Ⅲ 新たに実施を検討する事業>

和歌山地方税回収機構あり方検討会事前アンケートから、以下に掲げる事業について、新たに実施を検討する事業として検討を進めてきたところであり、それぞれ一定の方向性を整理する。

1 相続調査を専門とした事案の取扱について

- ①課税に係る相続調査は、人員減や家族調査等に限界があることから実施が困難
- ②課税後納税義務の承継前死亡事案を移管対象とするか検討
- ③納税義務の承継後事案については、移管しやすい制度とすることを検討。具体的には、処理件数割を相続人ベースから、一定の条件設定をした上で、被相続人ベースとするかを検討

2 コールセンターの設置について

- ①機構でのコールセンター設置を希望する団体が少なかったことから、機構での設置の検討は行わないこととする。
- ②一方で、一部の団体から電話催告による一定の徴収効果があるという意見があったことから、機構設置以外での実施方法について、別途検討する。

第1 和歌山地方税回収機構あり方検討会中間とりまとめ

3 強制徴収公債権の取扱について

介護保険料及び後期高齢者医療保険料を希望する団体が多かったことから、今後、丁寧に同2料について検討を進めていく。検討に当たっては、以下の点を踏まえ進めていく。

- ①移管対象となる者の多くが資力が乏しいものであること
- ②移管するに当たっての債権管理等の条件
- ③規約の改正が必要であり、全団体の合意が必要であること

4 固定資産評価事務

課題が多いことから、検討を先送りとする。

<Ⅳ 来年度の検討会>

1 検討事項について

今年度の検討結果を踏まえ、来年度は以下の点について検討を進める。

- ①移管件数等に見合った人員数【歳出カット手法】
- ②負担金引上げ方法【歳入増手法】
- ③相続事案（滞納分）の処理
- ④介護保険料及び後期高齢者医療保険料の移管対象への追加の可否

第1 和歌山地方税回収機構あり方検討会中間とりまとめ

2 体制について

以下のとおり、今年度と同様の体制で実施

- ①検討場所 和歌山県・市町村連携会議（税込確保小委員会）
- ②検討内容 設立16年目以降（平成33年度以降）における機構のあり方について（「4 来年度の検討事項」を中心）
- ③メンバー（市町村）和歌山市、紀美野町、紀の川市、橋本市、有田市、広川町、日高町、上富田町、古座川町
和歌山地方税回収機構
（ 県 ） 税務課、市町村課
- ④スケジュール 次頁のとおり

第1 和歌山地方税回収機構あり方検討会中間とりまとめ

来年度、検討会を3回開催と想定した場合の全体スケジュールと各回の議題

	H31						H32						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
あり方検討会			◇アンケート	◆第4回検討会 (7月中旬) ※ブロック会議			◆第5回検討会 (10月中旬) ※ブロック会議			◆第6回検討会 (1月中旬) ※ブロック会議			
回収機構		○第1回 運営会議			●8月定例会						●2月定例会	○第2回 運営会議	
市町村	課税繁忙期					☆議会		☆議会		☆議会		確定申告	☆議会

※各ブロック会議については、ブロック代表が調整し開催する。必要に応じて事務局も出席。(書面開催の場合もあり)

●各回の議題(予定)

第4回 「今後の機構運営、相続事案の取扱、介護保険料と後期高齢者医療保険料の取扱」

(人員体制、負担金・補助金のあり方、相続事案(滞納分)の取扱、上記2料の移管の可否、次回あり方の検討時期)

第5回 「職員派遣、ローテーション」

(職員派遣ルール、ローテーションの見直し・県派遣職員について)

第6回 「最終とりまとめ」

(和歌山地方税回収機構あり方検討会報告書のとりまとめ)

第2 県と市町村が連携して「適正・公平な税の執行」を推進する取組

『県税及び市町村税の徴収強化会議』

税務協議会会則第19条に基づく研究会として平成17年に設置。

県と市町村が共通の徴税意識を持ち、連携協力して互いの徴収確保を行うための徴収強化策についての調査、研究及び共同事業を行う

【主な取組】

●共同事業の実施

- ・ 合同滞納整理強化月間の設定による徴収確保の取組
- ・ 個人住民税の共同催告
- ・ 電話加入権、不動産の合同公売の実施

●各地域ブロックにおける活動

- ・ 各地域ブロック単位で県税事務所職員等が実務に即した研修会を実施
(納税交渉ロールプレイング、先進市町の滞納整理の取組発表、タイヤロック実演・演習等)
- ・ 地方税法第48条による個人住民税の直接徴収、又は併任派遣

●徴収課題の検討

- ・ 滞納事案の早期着手（現年対策）の取組事例紹介、執行停止事例の集約等

【来年度の取組事項】

- (1) 新たな滞納を作らない現年滞納整理に関する取組の実施
- (2) 県税事務所を中心に市町村の現状把握、課題解決に関する取組の実施

和歌山県・市町村連携会議

平成30年度活動報告

コスト縮減等小委員会
平成31年3月

平成30年度コスト縮減対策等に関する活動概要

人口減少・少子高齢化社会において、行政サービスの持続可能な提供を確保することが喫緊の課題となっています。この課題への解決策としては様々なものが考えられますが、その一つである「コストの縮減・歳入確保の取組」は、全ての市町村に共通する必要不可欠な取組であり、これまで、県内市町村では創意工夫によりそれぞれの取組が行われてきました。

今回、「コスト縮減・歳入確保の取組」が県内市町村で一層推進されるよう、県内の取組の現状を把握するとともに、先進事例や優良事例を共有するために、債券運用に関するアンケート調査と学校施設の現地調査を実施しました。

アンケート調査

1. 調査項目

債券運用に係る取組について

2. 調査方法

対 象：県内市町村

調査方法：選択式（一部自由記載）

調査期間：平成31年2月5日～2月20日

現地調査

1. 調査内容

近年、建設・改修された学校施設において、コスト縮減等の観点から取り組まれた対策等について調査

2. 調査項目

コスト縮減対策の取組について

3. 調査方法

①対 象：和歌山市、御坊市

湯浅町、白浜町

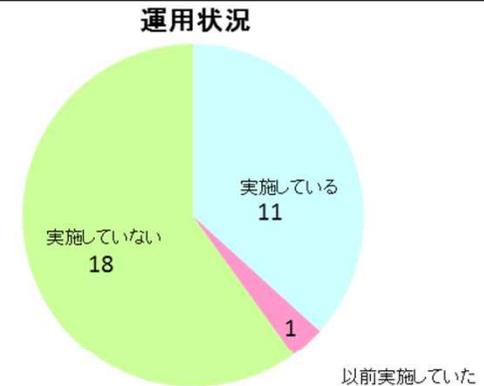
②調査日：平成31年2月8日、2月15日

債券運用に関するアンケート結果①

① 債券運用実施状況について

歳入確保の取組みとして債券運用を実施している団体は11団体であり、1団体は以前実施していました。県内では4割の団体で実施している又は実施していたという結果になりました。

また、運用を開始した経緯として、定期預金の利率が低い状況であったため、少しでも利回りの良い債券で運用し歳入を確保する目的が多いです。



② 運用財源について

運用を行っている基金として財政調整基金が7団体と最も多く、その他特定目的基金が6団体、減債基金が3団体です。

※複数回答可

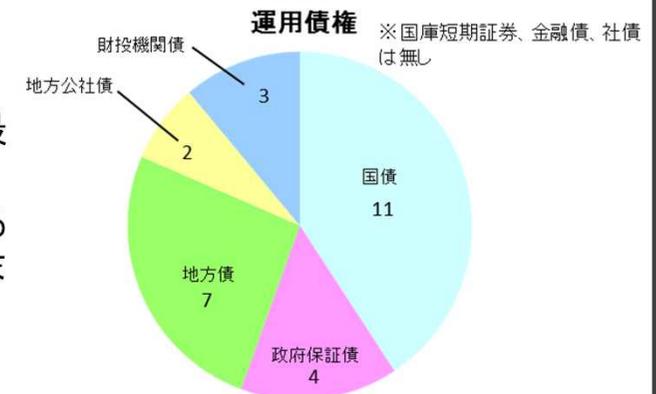


③ 運用債券について

現在運用を行っている又は運用を行っていた債券は、国債が11団体と最も多いです。

また、運用債券の選択理由については、利回りを重視して選択している市町村が大半ですが、基金条例で運用債券を指定している団体もあります。

※複数回答可

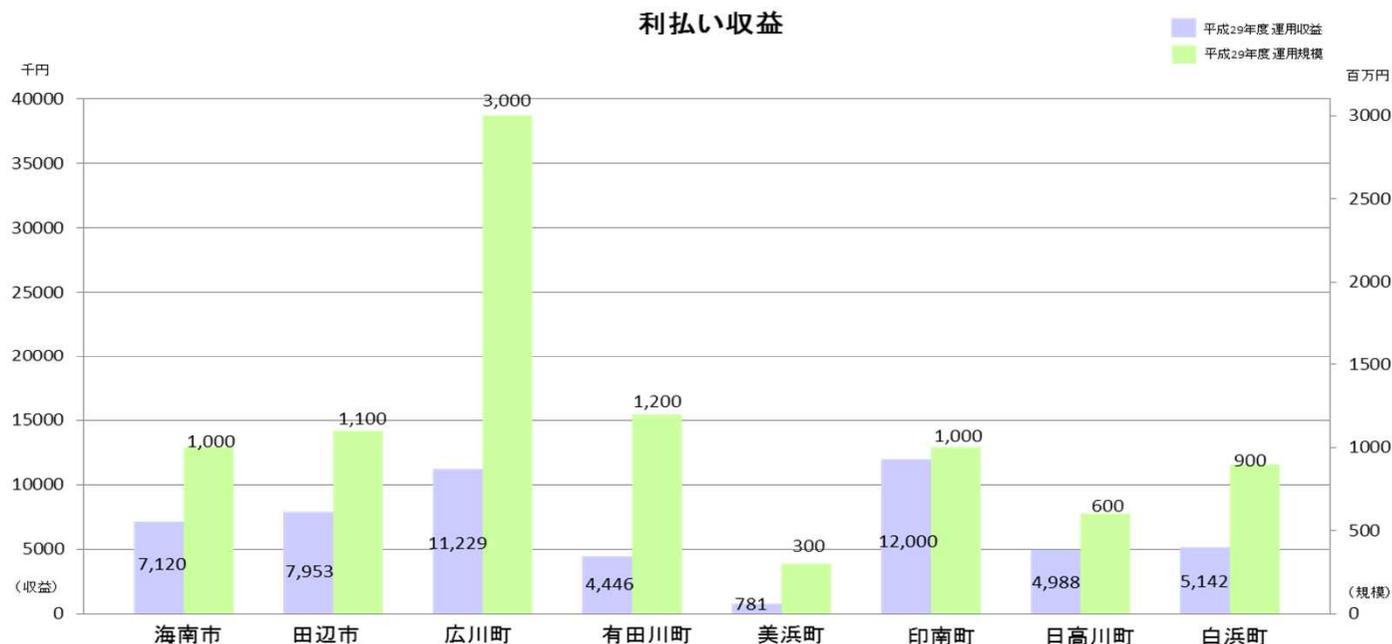


債券運用に関するアンケート結果②

④ 運用規模及び運用収益について

運用方法として、売却せず保有することで利子を得ている団体と売買を行い収益をあげている団体があります。

- 売却せず保有することで利子を得ている団体は8団体あり、平成29年度収益の平均は6,707千円であり最大12,000千円です。



※
和歌山市は、H14～H19
年度の実施であったため
データはありません。
岩出市については、平成30年
度より再開のためデータはあ
りません。

- 売買を行い利益をあげている団体としては、橋本市・有田市の2団体です。有田市では、債券の売買を行うことで売却益として8,460千円、利払い収益として1,553千円の利益をあげていました。橋本市についても、売却益4,784千円、利払い収益2,827千円の収益をあげています。

総評

現在、県内では、11団体で債券運用に取り組んでおり、運用収益を得ている状況です。歳入確保の取組みとして債券運用は、正しい知識を持って運用を行えば有益であると考えます。

また、研修会を希望する団体も多く、今後開催を検討していきます。

コスト削減対策の取組（和歌山市）

●伏虎義務教育学校

概要

本町小学校、雄湊小学校、城北小学校、伏虎中学校の4校を統合し、県内初の義務教育学校の新設工事を実施。

取組事項

①仮設校舎の経費削減・既存設備の流用

既存校舎を改修し仮設校舎とすることで仮設校舎建設費(約2億6千万円)の削減を行いました。

また、統合前の小学校で利用していた太陽光パネル、時計を再活用することで約2千5百万円削減し、その他の備品についても再活用を行いました。

②光熱費の削減

○太陽光発電設備設置

太陽光発電設置により、年間約27万円の電気代削減に繋がっています。また、剰余分を売却することで、年間約6万円の収益をあげています。

○照明のLED化

水銀灯・ハロゲン灯を使用した場合のイニシャルコストは不明ですが、LED照明の導入を行った場合は、一般的に7～8年で元がとれる見込みです。

また、導入により、年間約35万円の電気代削減に繋がっています。

○校舎の配置工夫

校舎をコ型とし中庭を設置することで採光性の向上を図りました。

○屋内運動場の換気設備による空調運転時間の削減

換気設備の導入により夏季(7・8・9月)の空調使用を抑制し、約28万円の削減に繋がっています。

○空調設備へ都市ガスの採用

空調設備(ガス)を採用することで、空調設備(電気)を採用する場合に比べ年間約244万円の削減を図りました。

○その他

電力については、毎年入札を実施することでより一層の光熱費削減に努めています。



② コ型の中庭



② 太陽光発電



② 屋内運動場換気設備・LED照明

換気設備（ファンを作動し窓を開けることで空気が入れ替わる。）

コスト縮減対策の取組（御坊市・白浜町）

● 湯川中学校

概要
施設の老朽化に伴い同一敷地内での建替え工事を実施。

取組事項

① 仮設校舎の建設費削減

校舎の配置の変更を行うことで仮設校舎の建設を行わず約2億～2億5千万の削減に繋がったと考えられます。

② 生徒数の変動に対応できる教室配置

改修無しに生徒数の増加に対応できるよう可動壁を採用しました。



② 可動壁

➤ 白浜町

● 白浜第一小学校

概要
耐震に問題があったため校舎の建替え及び屋内運動場の耐震改修を実施。

取組事項

① 内壁材の削減

内装を比較的安価な合板の使用を多めにする事で約400万円の削減を図りました。



合板の内装

● 安居小学校

概要
旧三舞中学校が老朽化・耐震性を有しないことから、同一敷地内の安居小学校の二階部分を中学校用の教室に改修を実施。

取組事項

① 小・中学校による校舎共有

生徒数の減少により使用していない小学校の二階部分の教室を中学校用の教室に改修し、校舎共用化を行いました。

また、教室の改修を最小限にし、経費の削減を行いました。



外観

中学校部分
小学校部分

和歌山県・市町村連携会議

平成30年度活動報告

事務連携小委員会

平成31年3月

平成30年度 県・市町村事務連携の検討概要①

平成30年度からの検討事項

① 納税共同コールセンターの設置

和歌山地方税回収機構の一機能として、あり方検討会で議論したが、希望団体が少なく、機構での設置は困難な状況となった。今後は一部の希望する団体の状況に応じて検討を行う。

② 固定資産評価審査委員会の共同設置

田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、みなべ町で共同設置に関する勉強会を開催した。来年度以降も他の地域での勉強会などを行い共同設置に向けた議論を行う。

③ 採用試験の合同説明会

平成31年3月1日に参加を希望する10団体(和歌山市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、湯浅町、由良町、すさみ町、那智勝浦町、串本町)で合同説明会を実施した。延べ156人が市町村ブースを訪れるなど好評であったため、来年度も継続して実施する。

④ 専門職採用試験の共通化

近年、人材確保が困難になりつつある専門職の採用について、市町村が共同で試験を実施するなどの連携策を検討したが、直ちに垂直補完による採用共同試験を進められる状況ではないため、別の手法を模索することとする。

平成30年度 県・市町村事務連携の検討概要②

⑤ 監査事務に係る共同処理

各市町村監査委員及び監査委員事務局職員向けに関西学院大学の石原教授及び会計検査院検査官を講師とした研修会を開催した。今後は、平成32年度までに作成を要する監査基準の作成に併せ、研修を実施することで機能充実と強化を図るとともに、市で唯一事務局を設置していない岩出市を含めた紀北地域において事務局の共同設置を検討する。

⑥ 埋蔵文化財調査の共同処理

西牟婁郡において、連携内容や方法について意見交換を行っており、負担金や職員体制について引き続き検討する。また、今後は他地域においても、西牟婁郡の事例を参考に連携を推進する。

⑦ マイナンバーカード出張申請ブースの共同設置(年度途中から新規取組)

平成30年度に協同設置した出張申請ブースには16市町村が参加し、約1,900人が申請を行った。市町村が協働することでカード交付のスキルの承継が図られ、また、市町村規模の大小を問わず1団体あたりの負担軽減の効果があり、さらに、期間中の申請数の増加から住民の申請に係る利便性の向上及びカード交付申請の推進に有効であると判断したため、今後も継続して行っていく。

前年度からの継続検討事項

① 空中写真撮影の共同実施

県内一括の撮影につき検討を行ったが、徴した見積書や事業者の意見などを参考に撮影日数や機材の状況を考えると、3ブロック程度に分けて発注した方が合理的であると確認された。また、県の担当課においても直接同様のニーズの空中写真を必要とする課室がなく、今までの取組をベースに各ブロックに対する参加市町村を増やす方向で今後も検討を続ける。

共同コールセンターの設置

現状と課題

- ・市町村税の徴収率は、全国平均に近づいてきたものの、現年課税分の未収金は、11億円程度ある。（平成28年度決算）
- ・基幹税目である個人住民税や固定資産税の納期が4期に分かれていることや、人員の都合などから現年課税分の滞納事案への着手が遅れる。場合によっては、滞納繰越となってから着手する事例もある。
- ・着手が遅れることによって、事案が困難化することも想定される。
- ・早期着手の手法として電話催告業務の委託を検討するにも単独では人材や場所等のスケール感から実施が難しい自治体もある。
- ・県内で現年対策も含めた電話催告業務を委託しているのは、和歌山市のみ。

連携の内容・方法

- ・奈良県において、平成28年10月から7自治体により奈良県市町村税納税コールセンターを設置している。これを参考に本県においても、電話催告業務を実施する意向のあるいくつかの市町村が連携してコールセンター設置の可否を検討。

連携のメリット

- ・自治体の規模に比較的左右されずコールセンターの設置が可能となる。
- ・奈良県においては、このコールセンターの設置により7自治体全体で2,717万円の収納があった。（H28委託料は752万円）
- ・1期目から催告することにより納期内納付が増えることが期待できる。

経過及び今後の方針

- ・和歌山地方税回収機構あり方検討会において、回収機構の新たな機能の一つとして検討を開始。
- ・電話催告委託を行っている京都地方税機構・奈良県・和歌山市の状況など確認の上、あり方検討会として3回の会議と各市町村へのアンケート等を実施した結果、設置希望団体が少ないこと（3団体）や回収機構の財政状況等により、回収機構では設置しないこととなった。
- ・今後は、希望団体の状況に応じて検討を行う。

固定資産評価審査委員会の共同設置

現状と課題

- 平成19年度から平成30年度までの12年間の審査申出件数は、県全体で193件。
このうち160件が市に対する申し出件数（内 和歌山市75件）
- その期間中、審査申出の無かった町村が12団体ある。
- このことから団体によっては、審査会運営のノウハウを持たないところもあるものと考えられ、今後、委員の人選にも苦慮する団体が出てくることも予想される。

連携の内容・方法

- 地方自治法第252条の7①により、複数の市町村により共同で審査委員会を設置することができることから、この規定を活用し、固定資産評価審査委員会の共同設置を検討する。
- 宮崎県西都市、高鍋町等の7市町村において共同設置の実績があり、この事例等を参考に議論を進める。

連携のメリット

- 審査実績のある団体を含めて共同設置することにより、スムーズな審査会運営が可能となる。
- 共同設置の上で、市などに事務局を置くことにより、固定資産税の賦課徴収に係る部門以外の部門が所管するなど審査委員会の独立性を担保する効果も見込める。
- 小規模な自治体においても、継続的な委員の人選が可能となる。

経過及び今後の方針

- 西都児湯固定資産評価審査委員会事務局を持つ高鍋市及び宮崎県に規約や運営経費の負担方法などを確認
- それをもとに、平成19年以降審査実績で審査実績のある田辺市を中心に白浜町・上富田町・すさみ町・みなべ町の1市4町で共同設置について勉強会を開催した。
- 勉強会の後、それぞれの団体の意向を確認したが、希望団体はあったものの、受託団体となる田辺市の意向から、共同設置に向けた議論をすすめることができる状況には至らなかった。
- 今後は、他の地域にも働きかける。

採用試験の合同説明会

現状と課題

- 平成30年5月に実態調査を行ったところ、ほとんどの市町村が職員採用説明会を開催した経験がなく、説明会を実施している市町村は和歌山市・新宮市・有田川町・那智勝浦町の4市町で、いずれも独自に開催しているか、地元の就職フェア等に出展する形での参加。
- 職員採用説明会の開催実績がほとんどないため、説明会のノウハウが不足している。
- 出展できる説明会の機会が少なく、また、市町村単独での説明会では集客に不安がある。

連携の内容・方法

- ①既存の説明会への市町村の参加
 - ②県主催で「市町村職員採用合同説明会」を開催
 - ③職員採用に係る情報発信強化（情報冊子の作成）
- 以上①～③について市町村の意向も踏まえ検討し、②③について取組を進めることとした。

連携のメリット

- 職員採用に係る説明会を合同で開催することで、単独開催よりも来場者が見込める。
- 他市町村の受験を希望している人にもアピールできる機会が生まれる。
- 説明会にかかるノウハウを共有することができる。

経過及び今後の方針

- 平成31年3月1日（金）に、和歌山市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、湯浅町、由良町、すさみ町、那智勝浦町、串本町の10市町で合同説明会を実施。（実績：来場者67名（実人数）、ブース訪問者156名（延人数））
- 来場者の利便性向上と、より多くの参加者を集めるため、和歌山県職員採用説明会と同日・同会場（部屋は別）で開催した。
- 来場者、参加市町村共に反応は上々であり、来年度も継続実施予定。ただし、3月時点では和歌山市を除く市町村は採用計画が未定のため、具体的な採用予定や試験内容等についての案内ができないため、開催時期については今後の課題である。
- 情報冊子の内容充実を図ることで、受験者に一層の情報提供を行う。

専門職採用試験の共通化

現状と課題

- ・職員採用試験は、各市町村がそれぞれ独自に実施しており、市町村相互の連携による共同試験等の取り組みは行われていない。
- ・近年、専門職の受験希望者が減少しており、特に土木技術職は県内市町村合計の充足率（募集人数に対する採用者数の割合）が平成27年度には93%であったのが平成29年度には54%にまで低下するなど、急激に需給が逼迫しており、人材確保が困難になりつつある。

連携の内容・方法

- ・市町村が合同で1次試験を共同で実施し、試験結果を共有する。受験者は第1希望の団体の2次試験を受け、不合格の場合に第2希望の団体の募集定員に余裕があれば当該団体の2次試験も受けることができるようにする。

連携のメリット

- ・受験者に複数の受験機会を与え、訴求力を高めるとともに、試験案内の広報効果も増す。このことにより、より多くの受験者を確保し、人材確保に資することが期待できる。

経過及び今後の方針

- ・各市町村の採用試験担当者にアンケートを実施したところ、採用共同試験を希望する団体は1団体に留まった。その後、ブロック別意見交換会において事情を聞いたところ、採用試験を共同で実施した場合にも受験者の2次試験受験希望は一部の市に偏ることが予想され小規模な町村にはメリットがない、近年の労働市場の需給状況から公務員としての資質に問題はないが定員超過で2次試験不合格となる場合が考えにくいため他団体の不合格者に2次試験を行う実益が乏しい、給与面で民間企業に劣るので採用試験方法の工夫によって人材流出を抑止できるとは考えにくい、等の意見が多数寄せられた。
- ・上記に加え、採用試験の共同実施に係る費用負担の問題や、事務系職種と同日に別会場で土木技術職の試験を実施する人的負担なども指摘された。
- ・直ちに垂直補完による採用共同試験を進められる状況ではないため、別の手法を模索することとする。

監査事務に係る共同処理

現状と課題

- 平成29年6月の地方自治法改正により、地方公共団体のガバナンス強化を目的とした監査制度の充実強化が行われ、特に各地方公共団体の監査委員は監査基準を定め、監査等を行うにあたっては監査基準に従うこととされた。そのため監査基準については、各団体全てが策定しなければならないこととなった。（平成31年度中）
- 監査基準の策定については、総務大臣が指針を示し、必要な助言を行うとされているが、これまで明確な監査基準を持たずに監査事務を行っていた市町村にとっては、新たに策定することが必要となり、策定のみならず、策定された監査基準に従って監査を行うという監査機能の強化も必要となる。

連携の内容・方法

- 監査に関する情報の速やかな共有
- 監査基準の策定について地域ブロックでの勉強会の開催

連携のメリット

- 監査基準の策定について、各団体で個別に策定するのではなく、各市町村間で連携し、また県が助言及び調整を行うことでより精度の高い監査に資するものが策定できる。
- また、これまで監査事務については、他団体等との比較を行うことなく、各団体独自のルールに基づいて監査を行っていたことから、連携することで近隣団体や同規模団体の実施状況を把握することができ、それにより地域全体の監査機能の強化が図られる。

経過及び今後の方針

- 監査事務の強化に向けた各市町村における機運を高めるため、平成30年9月10日に各市町村監査委員及び監査委員事務局職員向けに関西学院大学の石原教授及び会計検査院検査官を講師として招聘し、研修会を開催した。
- 今後は、平成32年度までに作成を要する監査基準の作成に併せ、研修を実施することで機能充実と強化を図るとともに、市で唯一事務局を設置していない岩出市を含めた紀北地域で事務局の共同設置を検討する。

埋蔵文化財調査の共同処理

現状と課題

- 埋蔵文化財（※）に関する知識を持った専門職を配置している県内市町村は30団体中13団体（うち複数配置は5団体）
※土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）のこと
- 埋蔵文化財が存在する地域において公共工事等を行うにあたり、埋蔵文化財の記録を残すための調査等が必要となった場合、専門職を配置していない団体は、県教育委員会の専門職が代わりに調査等を行っている。
- 未配置団体は、調査等を県教育委員会に依頼しなければならないため、迅速な対応が難しく、公共工事の工程に影響を与える場合がある。また、専門的な知識がないため、文化財の積極的な保護・活用に取り組めていない。

連携の内容・方法

- 未配置団体が近隣の既配置団体に対し、埋蔵文化財に係る調査や文化財の保護・活用について事務の委託を行い、事務の委託を受けた団体に対し負担金を支払う。

連携のメリット

- 未設置団体が近隣の既配置団体に調査等の事務を委託することで、県教育委員会に依頼するよりも、迅速な調査等を行うことができる。
- 委託を受けた団体は、市町村をまたいで文化財の調査等ができるため、地域の文化財を一体的に保護・活用することができる。

経過及び今後の方針

- 世界遺産を有し、連携に関心を示した西牟婁郡の3町（白浜町、上富田町、すさみ町）を集めた意見交換会を開催し、各団体が抱えている文化財に係る課題や、連携方法について整理を行い、どのような形で委託を行うか検討を続けてきた。
- 今後は、事務委託に係る負担金や職員の配置等について、総務担当者も含めた協議を行う事になっており、引き続き連携に向け検討を行う。
- 併せて、西牟婁郡における取組を他の市町村にも共有し、他の地域においても、地域の状況にあった連携のあり方について、意見交換の場を設ける。

マイナンバーカード出張申請ブースの共同設置①

現状と課題

- マイナンバーカードの申請補助について、市町村によって取組状況（サービス内容）が異なる実態がある。
- マイナンバーカードの交付率について、全国平均を比較した場合、県平均は大きく下回っている。（30団体中29団体）
- マイナンバーカードの申請補助サービスは、小規模市町村等にとっては職員一人あたりの負担が大きいため、単独での実施が困難。
- カード交付推進のため、機運醸成が必須であり、県内全市町村が参加する勉強会を開催
⇒ マイナンバーカード取組推進月間を設定し、全県的な共同事業を提案
- 共同事業に係る取組の平準化を目的とした、実務的な視点で整理した業務マニュアルの整備が必要

連携の内容・方法

- 市町村イベント会場、商業施設及び確定申告会場等に臨時のマイナンバーカードの申請ブースを県と市町村で設置し、リーフレットの配布及び呼び込み等により集客を図り、申請に必要な写真撮影を行う等、申請書作成に係る利便性を向上することで、カードの取得者の増加を図る。

連携のメリット

- 人員の確保について、1団体1名程度の動員として共同で取り組むことで、小規模市町村等の負担を軽減することが可能（取組の平準化）
- 共同事業の実施について、県の集中的な支援によりモデル市町村を確立し、取組事例の情報提供を含めて手法を伝達（スキルの承継）

マイナンバーカード出張申請ブースの共同設置②

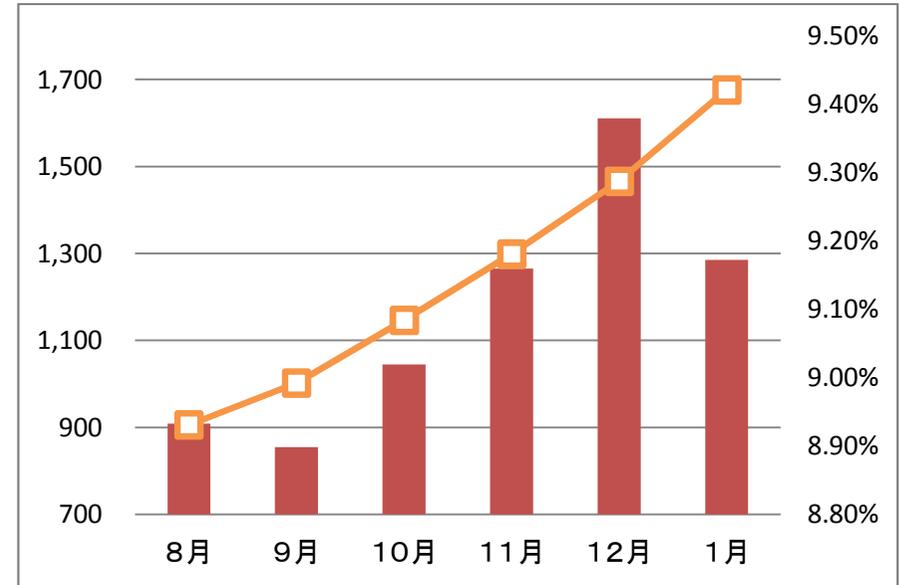
経過及び今後の方針

- 市町村イベント、商業施設、確定申告会場において、和歌山、海草、那賀、伊都、日高、東牟婁エリアで出張申請ブースを共同設置

■計26回開催 約1,900名から申請受付（H31.3末時点）

取組月間中の申請件数等推移

	申請件数	前月比	交付率
8月	105,199	909	8.93%
9月	106,054	855	8.99%
10月	107,099	1,045	9.08%
11月	108,364	1,265	9.18%
12月	109,975	1,611	9.29%
1月	111,260	1,285	9.42%



- 上記の取組を補完するため、取組結果を反映した県内共通の業務マニュアルを策定し、県内市町村に配布（H31.1）
- 今後は、取組エリアの拡大、県内全市町村の参加を目指す。



空中写真撮影の共同実施

現状と課題

- ・平成27年度に橋本市・串本町から提案があり、協議の結果、下記の3地域で撮影を共同実施
 - ①橋本市・九度山町・高野町
 - ②海南市・湯浅町・広川町・有田川町・御坊市・由良町・美浜町・日高町・印南町・日高川町
 - ③田辺市・上富田町・白浜町・すさみ町・新宮市・串本町・古座川町・太地町・那智勝浦町
- ・一方で、単独で実施している団体もある。和歌山市、有田市 等
- ・規模の拡大により一定の経費の縮減に寄与したものの、自治体によっては、面積による按分のため経費が増加しているところも存在する。

連携の内容・方法

- ・市町村の意向確認のためアンケートを実施し、その結果にもとづき検討会で議論を行い、さらに広域化・利用業務拡大のため取組内容を決定する。
- ・単独実施団体の参加を呼びかけるとともに、県の組織内で空中写真の必要な課（例：砂防課）にも参加を求め検討を行う。

連携のメリット

- ・単独実施団体への参加の呼びかけや、県の組織内で空中写真の必要な課（例：砂防課）に参加を求めることで、より安定的な空中写真撮影の共同実施が見込めるとともに、規模の拡大等による行政コスト縮減を見据えた運営が可能となる。

経過及び今後の方針

- ・共同実施をすでに行っている3ブロックを代表して橋本市・御坊市・田辺市・新宮市及び単独で撮影を行っている岩出市、その他、県の組織内で写真を必要とする課により検討会を実施。
- ・県全体一括撮影することについて見積などを徴して検討したが、撮影日数や機材、撮影から納品までの時間などの関係から、すでに行っているような3ブロックなどでの分割した実施が合理的であるとわかった。
- ・また、県の課室もそれぞれ解析度など写真のニーズが異なり、共同で実施することには至らなかった。
- ・今後は、3ブロックへの参加を勧奨するとともに、県の課室の撮影状況によっては、写真の共同利用の可能性を検討する。